(更新時のみ) 現在の団体ID

第1号様式(第7条、第12条関係) 練馬区施設予約システム 利用者登録(更新)申請書

		殿						_	申請	<u>年月</u>	<u>日</u>	年_	F	<u> </u>	
練馬	区施設予約3	ー システムの利	用について、必	要書類を添	気付の上、┐	下記のとね	おり利用登	を録を申記	請します。	0					
	フリガラ)													
	団体	夕									区分	口文	化団体		
	E Pr	1										ロス	ポーツ団	体	
	活動内	容									構成	員			名
	主な利用	施設													
盾	∎出団体 <i>σ</i>)詳細	・該当する項目をすべてチェックしてください。 ① ①10名以上の団体である。 ② 付成員のうち、区内に在住・在学・在勤の方が半数以上である。 ③ 付成員のうち、75歳以上の方が半数以上である。(⑤)は②不要) ② 付付のうち、障害者手帳を所持している方が半数以上である。 ⑤ 付付のうち、65歳以上の方が半数以上である。 ⑤ 信構成員のうち、65歳以上の方が半数以上である。 ③ 信構成員のうち、中学生以下(15歳以下)の方が半数以上である。 ② 付付のうち、代表者と連絡者を除く全員が中学生または小学生以下である。 ③ 代表者を含む構成員全員が15歳以上(中学生を除く。)である。※野球場利用時のみチェック・該当する優先団体などがあれば、チェックをしてください。(その他の場合は優先団体名を記入してください。) □ 生涯学習団体(文化・スポーツ)												
※代表	者は15歳以」		₹ <。)												
		ガナ							生年	(西	曆)	_			
代	氏	名	-						月日			r	月	日	
表	住	所	_												
者	電話	番号							該当項目が あればチェッ			学 害者手帕 _{害者)として} の			≟ (⊏⊠
	電子メール	ルアドレス													
※代表者	と連絡者は、原則	として異なる方を	ご指定ください。なお、	. 同一の方が担当	当される場合は	ま、連絡者欄々	への記載は不	要です。							
		ガナ							生年	(西	暦)				
連	氏	名							月日			生	月	日	
経	住	所	Т	_											
者	電話								該当項目が あればチェッ	ック		学 害者手帕 _{害者)としての}			≟ [⊏⊠
	電子メーク	ルアドレス													
※代表者	または連絡者が届	届出する場合は、原	国出者欄の記載は不 要	要です。その場合	合、右記のどち	5らかにOをつ	oけてください。	。⇒ 代ā	表者・:	連絡者	と同一				
	フリ:	ガナ							代表者						
届	氏	名							の関	係					
出	住	所	Т	_											
者	電話	番号													
	電子メール	ルアドレス													
※ 電	-		出選申込、予約に			_				を、代	 表者およ	び連絡者	へ通知し	 ます。	

Sten 1 · 表面の「届出団体の詳細」でチェックされている登録要件を確認し、当てはまる登録区分を選択してください。 ※体育館・ブール・運動場

٠	tep I. 衣画の「油山団体の計画」(アエックCACCC)の豆螺をT		<u>ハョ (i</u>	アクシカ	外ピノ」で		C 11-01	, - 0 ^-	仲月四・ノ	/• XE301-00
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	体・プ・運 ※	野球場
	①10名以上の団体	✓	✓	✓	1	1			✓	✓
	②構成員のうち、区内に在住・在学・在勤している方が半数以上	✓	\	✓	✓	✓	✓		✓	✓
	③構成員のうち、75歳以上の方が半数以上	✓								
	④構成員のうち、障害者手帳を所持している方が半数以上		\							
	⑤構成員のうち、65歳以上の方が半数以上			✓						
	⑥構成員のうち、中学生以下(15歳以下)の方が半数以上				✓					
	⑦構成員のうち、代表者と連絡者を除く全員が中学生 or 小学生以下								√ ※1	
	⑧代表者を含む構成員全員が15歳以上(中学生を除く)									✓
	該当登録区分(該当するすべてに○)⇒									

※1 利用種目が軟式少年野球、少年サッカー、少年ラグビー等の場合のみ、✔が必要。

発送

年

月

日

Step2:該当する登録区分ごとに、確認書類を確認してください。

区分	団体名	確認書類 ※構成員名簿のみ提出必須						
区分1	免除(高齢者)	構成員名簿 + 代表者および75歳以上の構成員全員の本人確認書類 ※						
区分2	減額(障害者)	構成員名簿 + 代表者の本人確認書類 ※ + 該当者の障害者手帳(コピー可)						
区分3	減額(高齢者)	構成員名簿 + 代表者および65歳以上の構成員全員の本人確認書類 ※						
区分4	減額(中学生以下)	構成員名簿 + 代表者の本人確認書類 ※						
区分5	区内一般	構成員名簿 + 代表者の本人確認書類 ※						
区分6	区内その他	構成員名簿 + 代表者の本人確認書類 ※						
区分7	区外	構成員名簿 + 代表者の本人確認書類 ※						
体育館・プール・運動場		構成員名簿 + 代表者および構成員全員の本人確認書類 ※						
野球場		構成員名簿 + 代表者および構成員全員の本人確認書類 ※						

[※] コピー可(裏面に住所記載の場合は裏面の写しも含む)。 中学生以下の方は確認書類不要。 スポーツ団体は構成員全員の本人確認書類も確認が必要。

Step3:表面の「届出団体の詳細」でチェックされている優先団体を確認し、適宜優先団体ごとに定める必要事項を確認してください。

憂先団体(Ⅱ類団体)			
□ 防災学習センター団体	□ 文化交流ひろば文化芸術団(材□ 心身障害者福祉集会所団体	□ 地区区民館·地域集会所登録団体
□ 男女共同参画団体	□ 地域交流ひろば団体	□ 中村橋福祉ケアセンター団体	□ 地域登録団体
□ 区民・産業プラザ(産業振興団体))□ ふるさと文化館登録団体	こども発達支援センター利用登録団体 (障害児等の団体)	□ スポーツ団体
□ 区民・産業プラザ(区内事業者)	□ 向山庭園団体	□ 南大泉青少年館音楽練習室利用団体	
□ 交流センター消費者団体	□ 生涯学習センター団体	□ 青少年団体	
□ 交流センター優先団体	□ 厚生文化会館地域団体	□ 図書館団体	
□ 勤労福祉会館優先団体	□ 厚生文化会館優先団体	□ リサイクルセンター環境団体	
□ 多文化共生団体		□ リサイクルセンター地域団体	
憂先団体(Ⅲ類団体)			

□ 勤労福祉·労働団体 □ 生涯学習団体(文化) □ 区民協働交流センター登録団体 □ 音楽練習室2団体 □ 生涯学習団体(スポーツ) □ 石神井区民交流センター交流団体 □ みどりの活動登録団体 受付 年 月 日 □ 登録可 □ 登録不可 決定 年 月 日 入力 年 月 日 団体ID